

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した「右外側上顆炎」は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は平成〇年〇月、〇会社に入社し、会社構内において、フォークリフト運転及びダンボール加工作業に従事していた。

平成〇年末頃から業務多忙となり、キャップ（大型家電製品用梱包ダンボール箱の上蓋と底蓋となる部分）の加工量が増加したことで右上肢に疲労感があったものの、右肘が強く痛むことはなかったが、平成〇年〇月上旬、段ボール加工作業中に、右上腕骨外顆部に強い痛みを初めて自覚した。

その後、右肘の疼痛が改善せず、徐々に痛みが強くなってきたため、平成〇年〇月〇日、〇クリニックを受診し、「右外側上顆炎」と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付請求を行ったところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

自分以外の者でも肩や腕が痛くなる様で嫌がられる作業である。

他の部署の者に聞いても、同じく肘が痛くなると聞いている。

写真や状況説明だけの不支給処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、不支給決定とした理由として、要旨、次の意見を述べている。

〇クリニック主治医及び地方労災医員の意見に基づき、請求人は、平成〇年〇月〇日、「右外側上顆炎」を発症したものと認められる。

請求人は、〇会社構内作業場において、フォークリフト運転及びダンボール（キャップ）加工業務に従事していたものであり、これらの業務のうちダンボール（キャップ）加工業務により上肢に負担がかかったと申述している。

ダンボール（キャップ）加工業務は、①作業時に右肘を上げたまま、ダンボールを折り曲げた状態を保持しながらステッチャーにセットして打ちつける態様、②ステッチャーを打ち終えるまでの間、ダンボールを地面から浮かせた状態でしばらく保持する必要があること、③ダンボールに力を加えて押し曲げる動作を繰り返し行うことに加えて、折り曲げた状態をしばらく持続する必要があること等の作業条件が認められ、認定基準にいう「上肢等に負担のかかる作業」に該当するものと認められ、請求人は、当該業務に1年以上従事しており、「相当期間」従事したものと認められる。

〇会社において、いわゆる「同種労働者」が存しない。そのため、入社後の請求人のキャップ加工数（納品数）を数値化して検討すると、本件疾病の発症直前3か月間においては、日並びに月別のいずれについても、通常の業務量の20%を上回る日が1か月のうち10日程度に及ぶ状態が継続していたとまではいえないことから、請求人が特に過重な業務に就労したとは認められない。

〇クリニック主治医及び地方労災医員の意見より、請求人の業務との間に明らかな医学的因果関係が存在するとは認められない。

以上のことから、請求人に発症した本件傷病は、認定基準の要件を満たさず、業務によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人に発症した「右外側上顆炎」は、災害性のものであるとは認められないことから、認定基準の「上肢作業に基づく疾病」の要件に基づいて検討する。
- (2) 医証から、本件は「右外側上顆炎」と判断され、認定基準における対象疾病であると判断される。
- (3) 請求人の作業について、監督署長は、①作業時に右肘を上げたまま、ダンボールを折り曲げた状態でステッチャーにセットして打ちつける態様、②ステッチャーを打ち終えるまでの間、ダンボー

ルを地面から浮かせた状態でしばらく保持する必要があること、③ダンボールに力を加えて押し曲げる動作を繰り返し行うことに加えて、折り曲げた状態をしばらく持続する必要がある等の作業条件が認められることから、認定基準における「上肢等に負担のかかる作業」に該当するものと認められるとしており、当審査官も同様の判断である。

- (4) また、請求人は、入社当初から右肘痛のため○クリニックを受診した平成○年○月までの間、1年以上にわたってステッチャー打ち作業に従事していたことから、監督署長の判断のとおり、認定基準における「相当期間」従事していたものと判断される。
- (5) 請求人の業務内容について検討すると、監督署長が推算した請求人の1日当たりの平均セット数は、25.5セットである。

請求人自身における発症前の月別1日平均セット数は、発症直前の平成○年○月が32.3セット、○月が31.9セット、○月が29.5セット、○月が22.0セット、○月が22.0セット、○月が13.9セットである。

請求人の発症3か月前のセット数は発症6か月前と比較すると大きく増加しているが、この増加は請求人の申述の、「平成○年末頃から業務多忙になったため、加工量が増えたが、当時は右上肢に疲労感があったものの、右肘が強く痛むことはなかった。平成○年○月上旬の作業中に右上腕に強い痛みを初めて自覚した。」という症状出現経過と矛盾はない。

また、後任のステッチャー打ち作業については、○会社以外の労働者が従事しているものであるが、請求人がステッチャー打ち作業から配置転換となった平成○年○月からその後6ヶ月間をみても、最も多い月で23.0、最も少ない月で12.1と各月全て請求人の平均セット数25.5を下回っており、請求人の発症前3ヶ月間の平成○年○月の32.3、○月の31.9、○月の29.5と比較すれば、明らかに下回っている。

以上より、請求人が従事したステッチャー打ち作業については、同種の労働者と比較しておおむね10%以上業務量が増加し、その状態が発症直前3か月程度にわたる場合に該当すると判断される。

- (6) 次に、医学的所見を検討すると、主治医は、XP上、肘関節の変形を否定し、「右外側上顆炎は、病理学的には、外側上顆部の腱鞘炎、骨膜炎、関節包炎を含むと考えられている。」と意見し、また、地方労災医員は、「前腕背屈筋の過使用が原因となることが多い疾病である。請求人の現在の状態でこのダンボールの作業に従事することは不適切であることはいえる。しかし、この程度の作業が過重な業務に該当するか否かの判断は医学的判断の領域ではない。」と意見している。発症直前3か月の業務量10%以上の増加と右肘部痛等の症状出現に矛盾はなく、また、主治医意見書においても請求人に既往症や基礎疾患は認められず、スポーツ等による影響も認められないことから、請求人の「右外側上顆炎」については、業務により右上肢を過度に使用した結果発症したと考えられ、過重な業務への就労と発症までの経過が医学上妥当なものと認められると判断する。
- (7) 以上のことから、請求人に発症した「右外側上顆炎」は、業務上の事由によるものと認められる。したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。